

古田史学の会・東海

# 東海の古代

第109号 平成21(2009)年9月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 『聖徳太子平氏傳雜勘文』の 「日本記・日本書記」について

瀬戸市 林 伸禧

### 1 はじめに

聖徳太子傳叢書(『大日本仏教全書』112冊)で古代逸年号を採集していたところ、『聖徳太子平氏傳雜勘文』\*1に「日本記、日本書記」の記事が引用されていたのを発見した。

「日本記」については、『東海の古代』101号(平成21年1月)の『『日本書紀』の改削について』で発表したように、『皇年代記』(『冷泉家時雨亭叢書』48巻)に「日本記」から引用した記事があると報告した。また、「日本紀(記)」から『日本書紀』は改削されたのではないかと述べたところである。

『聖徳太子平氏傳雜勘文』では、「日本記」の記事が約50件引用されている。引用されている「日本記」記事は、『日本書紀』と異なるのではないかと推定しており、その対比表を作成中であるが、そのなかで注目すべき引用記事があったので報告する。

また、「日本書記」からの引用もあったので併せて報告する。

### 2 八色之姓

#### ① 採臣連女事

日本記云。天智<sup>[考]</sup><sub>智疑武</sub>天皇九<sup>[傍]</sup><sub>十三</sub>年冬十月己卯朔。詔曰。更改諸氏之族姓。作八色之姓。以混天下万姓。

一日真人。二日朝臣。三日宿禰。四日忌寸。五日道師。六日臣。七日連。八日稻置。

(『大日本仏教全書』112冊、155頁)

※『日本書紀』天武天皇十三年十月條 冬十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓。

一日真人、二日朝臣、三日宿禰、四日忌寸、五日道師、六日臣、七日連、八日稻置。

(日本古典文学大系『日本書紀』下、465頁)

「日本記」によれば、天智天皇が天智9年に「八色之姓」を定めたとしているが、『日本書紀』では、天武天皇が天武13年に定めたとしている。

以前から、私は天武天皇の諡名が「天淳中原瀛真人天皇」とされ、天武天皇が定めた姓の一つである「真人」が使われているのに疑問を持っていたが、「日本記」で、天武は天智天皇から「真人」の姓を与えられ、「淳中原瀛真人」と名乗ったすれば、諡名は理解できる。

また、天智天皇は、天智七年に即位し、九年に族姓を変更したとすれば、流れとして理解で

\*1 『聖徳太子傳暦』の注釈書。著者：橘寺僧法空。成立年代：正和三年(1314年)。内容：『聖徳太子傳暦』の本文の語句・事項を取り出して、関連する文献(『日本記』、『扶桑略記』等)から記事を引用し、[私伝]として自説を述べている。

きる。ただ、これを実施する際、旧族姓側からかなりの抵抗があったと思われる。

そのためか、『扶桑略記』巻五 天智天皇條に一云。天皇駕馬。幸山階郷。更無遷御。永交山林。

只以隱沓落処爲其山稜。以  
不知崩所。往諸皇不知因果。恒事口書。

(国史大系『扶桑略記』62頁)

のように、天智天皇の死は病気ではなく、行方不明(拉致、暗殺?)となったとの記述が記載されている。

### 3 「日本記」・「日本書記」と『日本書紀』

通説では、「日本(記)紀」=『日本書紀』とされているが、通説に疑問を付す引用がある。また、「日本書記」からの引用が、次のように3事例あった。なお、『日本書紀』と比較して、異同箇所は下線を引いた。

#### ① 欽明天皇事人王第卅代主。后六人生子 廿五人。男十六人。女九人。

日本記第十九卷云。四年冬十月、武小廣国押楯天皇〔傍〕宣  
北 天皇崩。皇子天國排開廣庭天皇者。敬老慈少。禮下賢者。日中不食以待士。加以幼而穎脱。早擅嘉聲。性是寛和。務存矜宥。諸臣等早令登位〔傍〕高  
御 座光臨天下。

冬十二月庚辰朔。甲申。天國排開廣庭皇子即天皇位。年若干。尊皇后曰皇太后。大伴金村大連。物部尾輿大連爲大連。及蘇我稻目宿禰大臣爲大臣。文 (『大日本仏教全書』112冊、143頁)

※『日本書紀』欽明天皇即位前紀條

四年冬十月、武小広國押楯天皇崩。皇子天國排開廣庭天皇、令群臣曰、余、幼年淺識、未閑政事。山田皇后、明閑百揆。請就而決。山田皇后怖謝曰、妾蒙恩寵、山海詎同。萬機之難、婦女安預。今皇子者、敬老慈少、禮下賢者。日中不食以待士。加以幼而穎脱、早擅嘉聲、性是寛和、務存矜宥。請諸臣等、早令登位光臨天下。

冬十二月庚辰朔甲申、天國排開廣庭皇子、即天皇位。時年若干。尊皇后曰皇太后。大伴金村大連・物部尾輿大連爲大連、及蘇我稻目宿禰大臣爲大臣、並如故。

(日本古典文学大系『日本書紀』下、63・64頁)

日本書記第十九卷云。欽明天皇。男大迹天皇〔傍〕繼體  
天皇也嫡子也。母曰手白香皇后。更名橘仲皇女。  
仁賢天皇女也。

(『大日本仏教全書』112冊、143頁)

※『日本書紀』欽明天皇即位前紀條

天國排開廣庭天皇、男大迹天皇嫡子也。母曰手白香皇后。

(日本古典文学大系『日本書紀』下、63頁)

日本記云。男大迹天皇更名彦善〔考〕  
善一作太繼體天皇。譽田天皇五世孫。彦主人王之子也。母曰娘々媛。〔考〕娘々媛一  
作振媛二字媛活目天皇七世之孫也。文

(『大日本仏教全書』112冊、143頁)

※『日本書紀』繼體天皇即位前紀條

男大迹天皇更名彦  
太尊。譽田天皇五世孫、彦主人王之子也。母曰振媛。振媛、活目天皇七世之孫也。

(日本古典文学大系『日本書紀』下、18頁)

「日本記」と「日本書記」は、「欽明天皇事」の項目内に並列して記載されており、別史料としている。文章表現は、若干異なる。

#### ② 八州事

日本書記第一卷云。及神世第七代伊弉諾尊。伊弉冉尊。始成陰陽夫婦之禮。及產生時先以淡路洲爲胞。意所不快。故名之曰淡路洲。

廼生大日本豊秋津洲。

次生伊豫二名洲。

次生筑紫洲。

次生隱岐洲與大〔考〕大疑  
佐渡二字洲。

世人或有雙生者象此也。

次生越洲。

次生吉備。

此洲由始起大八洲國之號。即對馬嶋、壹岐嶋。及處々小嶋。皆是潮凝成者矣。亦曰水沫凝而成。云取意。文廣  
故略之。 (『大日本仏教全書』112冊、187頁)

※『日本書紀』神代上第四段(本文)條

於是、陰陽始遵合爲夫婦。及至産時、先以淡路洲爲胞。意所不快。故名之曰淡路洲。廼生大日本日本、此云耶麻騰。下皆效此。豊秋津洲。次生伊豫二名洲。次生筑紫洲。次雙生億岐洲與佐渡洲。世人或有雙生者、象此也。次生越洲。次生大洲次生吉備子洲。由是、始起大八洲國之號焉。即對馬嶋、壹岐嶋。及處處小嶋。皆是潮凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

(日本古典文学大系『日本書紀』上、81・82頁)

「日本書記」と『日本書紀』を比較すると、「億岐洲と佐渡洲」(『日本書紀』)より「隱岐洲と大洲」(日本書記)の方が九州からほぼ同距離で、互いに近接しており、双子で生まれたと

しても理解できる。又「億岐洲と佐渡洲」の間に「越洲」が入り不自然である。

また、「日本書紀」では、淡路洲を含め（佐渡洲が記載されていない。）合わせて八洲國としている。『日本書紀』では、淡路洲を含めると九洲國になる。日本古典文学大系『日本書紀』の「補注1-129」では、淡路洲は『古事記』のヒルコの話に相当するとして、大八洲國から除外されたとしている。

### ③ 現光寺佛像事

日本書紀第十九卷云。欽明天皇十四年夏五月。河内国言。泉郡茅渟海中有梵音。震響若雷聲。光彩晃曜如日色。天皇心異之、遣溝邊直。此但日直不書名入海求訪。是時。一作月。溝邊直入海。果見樟木浮海玲瓏。遂取而獻天皇。命畫工、造佛像二軀。今吉野寺放光樟像也。

（『大日本仏教全書』112冊、195頁）

※『日本書紀』欽明天皇十四年五月條  
夏五月戊辰朔、河内国言、泉郡茅渟海中、有梵音。震響若雷聲。光彩晃曜如日色。天皇心異之、遣溝邊直。此但日直、不書名字、蓋是伝写誤失矣。入海求訪。是時、溝邊直入海、果見樟木、浮海玲瓏。遂取而獻天皇。命畫工、造佛像二軀。今吉野寺放光樟像也。

（日本古典文学大系『日本書紀』下103頁）

「日本書紀」では、月朔干支が記載されていない。「日本書紀」の文章表現として、月朔干支を記載しないのかたまたまなのか、今後の確認事項である。

この3事例について、「日本書紀」と『日本書紀』では、文章表現が異なっていることが判明した。また、「日本記」と「日本書紀」とは別史料としている。

「日本書紀」は原『日本書紀』か、または『日本書紀』の改删版かは、3事例のみでは判断し難い。

## 4 古代逸年号

欽明天皇御代に逸年号が記載されている。そ

の関係文を抜粋すると次のとおりである。

欽明天皇御代事。治三十二年也。僧總第四年也。

二年<sup>辛酉</sup>明要元年。十一年<sup>甲子</sup>アリ。

十三年<sup>壬午</sup>貴樂元年。二年<sup>乙未</sup>アリ。

皇代記云。貴樂元年<sup>壬午</sup>冬十月。百濟國始貢幡蓋。佛像。經論。日本佛像最初也。當如来滅後一千五百一年也。云云

十五年<sup>甲戌</sup>法清元年。四年<sup>乙亥</sup>アリ。

十九年<sup>戊寅</sup>兄弟元年。

廿年<sup>己卯</sup>藏智元年。五年<sup>庚辰</sup>アリ。

廿五年<sup>甲申</sup>師安元年。

廿六年<sup>乙酉</sup>智僧元年。五年<sup>丙戌</sup>アリ。

卅一年<sup>庚寅</sup>金光元年。六年<sup>辛卯</sup>アリ。

（『大日本仏教全書』112冊、144・145頁）

此の欽明天皇代の古代逸年号群を引用した文献は不明だが、茨城大学管文庫収蔵の『私年代記』の逸年号群と同じである。\*1ただ、『私年代記』での孝徳天皇以降の年号群は、『皇年代記』（『冷泉家時雨亭叢書』48巻）の「日本記」の逸年号群とは異なっている。

以上、『聖徳太子平氏傳雜勘文』で引用されている「日本記」（一部）・「日本書紀」記事ついてを報告したが、『革命勘文』\*2（三善清行の上申書）等にも「日本記」が引用されている。「日本記」を引用している文献を採集して、「日本記」と『日本書紀』の関係を明らかにしたいと思っている。

## 銅鐸とは何か

阿久比町 竹内 強

平成21年6月の「古田史学の会」総会時に行われた古田武彦氏の講演で、氏は銅鐸について言及され

『古事記』、『日本書紀』に銅鐸が登場しないことは大和朝廷一元論から見れば矛盾でありこれに触れない現代の歴史学者や歴史教科

\*1 39の年代記・皇代記等で、年号名を「藏智、智僧」としているのは、「私年代記」のみであった。

\*2 『群書類従』26輯、日本思想大系8「古代政治社会思想」参照。なお、「日本思想大系」では、原文は「日本記」であるが、読下し文では「日本紀」としている。

書はおかしいのではないか？」  
といわれた。この詳細は「東京古田会ニュース」  
NO127号の「学問論」で論じている。

三国志魏志「韓伝」で陳寿は

その舞、数十人、俱に起ち相隨い、地を踏み低昂  
し手足相応ず。

そしてこれが、

節奏、鐸舞に似たる有り

といっている。それは何を意味するか。

①中国に「鐸舞」がある。

②韓国の場合も、この「鐸舞」をほうふつと  
させるものがある。

ところが魏の使者は、倭人伝の中で倭、邪馬壹  
国でこの鐸について一切触れていない。もし邪  
馬壹国近畿論者が言うように、魏の使者が近畿  
大和に卑弥呼に会うためにやって来ていたなら  
ば、銅鐸を目にしないことはあり得ない。弥生  
時代の中期から後期にかけて「三世紀」、近畿  
では中型・大型・巨大型の銅鐸作成に没頭して  
いた時代なのだ。使者は巨大化した鐸を見て何  
も報告しないなどは考えられないのである。こ  
れは、邪馬壹国近畿説にとって致命傷だと論  
じた。百歩譲って魏の使者がたまたま銅鐸を見  
逃したとしよう、あり得ないことではないのかも  
しれない。しかし、『記紀』の編者は事情が違  
う。代々近畿で天皇家に仕えるかあるいはその父  
系の下にいた人々がこの銅鐸について知らない  
というのは矛盾である。

では、本当に『記紀』には銅鐸は登場しない  
のか。『古事記』には銅鐸は登場しないが、鐸  
は登場する。「さなぎ」あるいは「ぬで」とい  
う名前で呼ばれているのである。しかし、その  
多くは鉄鐸である。大きさも我々が通常想像  
する銅鐸のような大型ではなく小型のようで  
ある。この鉄鐸は銅鐸から発展したとは考  
えられないので、その逆であろう。

古田氏は、ここから論を発展させる。

大阪府柏原市にある「鐸神社」の「ぬで」と  
はもともと日本人が「鐸」を「ぬで」と呼  
んでいたのではないか。中国読みでは「ぬで」  
は出てこないというのである。

さらにすすんで古田氏は言う

「『ぬで』というのは、あの銅鐸だけでなく、

それをつるしたひもをプラスした概念なの  
ではないか。」

と。「ぬで」の「て(手)」だ。現在私たちは、  
青銅器の部分だけを「銅鐸」と呼んでいるが、  
本来は「ひも、プラス青銅部分」の全体を併  
せて「ぬで」と呼んでいたのではないか。

続けて、古田氏は『古事記』の冒頭、「国生  
み神話」に登場する。

是に天つ神諸の命以ちて、……、天の沼矛を賜  
ひて、言依さし賜ひき。

(日本古典文学大系『古事記』53頁)

の「沼矛」は鐸のついた矛だというのである。  
同じ場面、『日本書紀』では「天之瓊矛」と  
なっている。ここでは矛についているのは「沼」  
ではなく「瓊」でありこれは玉なのだ。

本居宣長は『日本書紀』の註に従い「沼」を  
玉と訳したがこれは実は「鐸」ではないのか。  
『古事記』は海士族のシンボル「矛と鐸」を  
「国生み神話」で表現したのである。

それでは、古田氏が言うように矛に鐸を付  
ける風習・風俗は存在するのだろうか。

この風習・風俗を『古語拾遺』という文書  
の中で見つけた。

『古語拾遺』とは、平安時代のはじめ大同  
2年に齋部広成によって書かれた文書で、中  
臣氏に神事の任を独占された忌部が平城天  
皇に訴願した時の文書だとされている。何故  
私がこの文書に興味をもったのか。それは、  
天皇に訴願する文書でありながら九州年号  
が使用されているからである。

難波の長柄の豊前の朝に至りて、白鳳の四年に、  
小花下諱部首作斯を以て、……

(岩波文庫『古語拾遺』44頁)

この文書の内容は『古事記』、『日本書紀』  
と多くの点で酷似しているが、前記した点  
から見ると原資料の中にはこれらとは別の  
資料も含まれているものと思われる。

そして、『古語拾遺』には鐸について  
次の記事がある。

亦、令天児屋命相副祈祷。又、令天  
鈿女命以真辟葛為鬢、以蘿葛為手  
縦、以竹葉・飢憩木葉為手草、  
手持着鐸之矛、而於石窟戸前覆  
誓槽拳庭燎、巧作俳優、相与歌舞。

(岩波文庫『古語拾遺』123～124頁)

これは、天照大神が岩戸に隠れたとき、<sup>あめのうずめ</sup>天鈿女が岩戸の前で舞を踊った時の様子を描写した場面だ。手に持っているのは「鐸のついた矛」である。

ところが同じ場面を『古事記』では  
天宇受賣命、天の香山の天の日影を手次に繋けて、天の眞拆をかづらと為て、天の香山の小竹葉を手草に結ひて、天の石屋戸に汗気伏せて踏み登り呂許志。神懸り為て、胸乳を掛き出で裳緒を番登に忍し垂れき。

(日本古典文学大系『古事記』83頁)

とあり、手に持っているのは「笹の小枝」である。

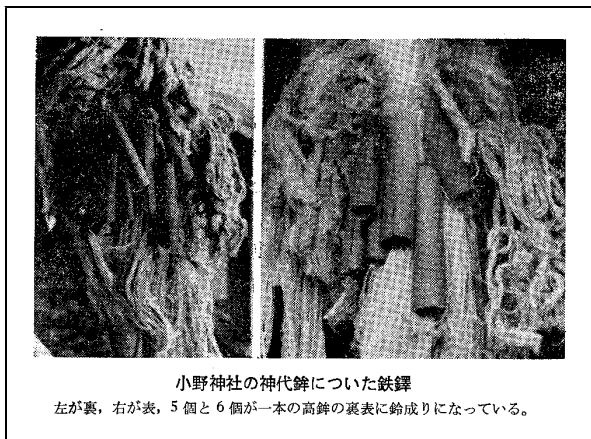
『日本書紀』ではどうか、

猿女君の遠祖天鈿女命、則ち手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立たして、巧に作俳優す。亦天香山の眞坂樹を以て鬢にし、蘿を以て手にして、火處焼き、覆槽置せ、顯神明之憑談す。

(日本古典文学大系『日本書紀』上 112頁)

ここで手に持っているのは茅を巻いた矛である。ここでも鐸は出てこない。

『古語拾遺』が『記紀』とは違う資料によって作られているか、或いはこの文書を作る時点で神事を行うときの作法風俗に鐸を結びつけた矛を持っていたかである。



では、現在そうした風俗はあるだろうか。上の写真を見てほしい。長野県筑摩地村北小野所在、県社小野神社に保存されている神代矛である。この他諏訪大社上社、矢彦神社にも同じような神代矛が存在する。しかしこれらの鐸は鉄製の小型のものである。中国、朝鮮半島でも見られる馬鐸などと同じ類に入る物のようである。しかし、これらの神社に共通するのは出雲系の

神を祭神としている点である。

藤森栄一氏著『銅鐸』（学生社）には貴重な写真が掲載されている。以下写真等を転載させていただく。

『扶桑略記』の巻五には、天智天皇七年の正月十七日條に

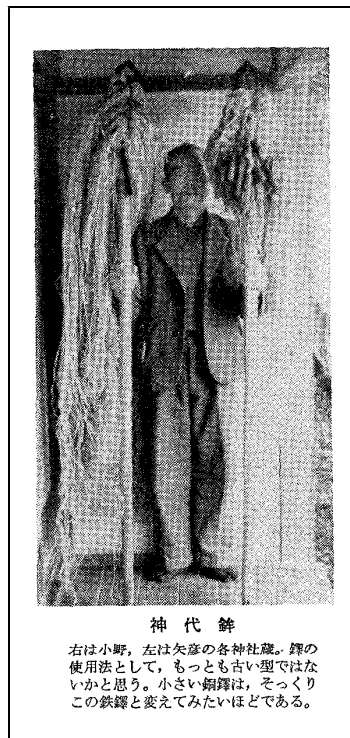
近江京では、崇福寺建立のため、寒気をついて地ならし作業が強行されていた。……。そのとき、一人の工人によって、奇怪な形の銅鐸が掘り出された。付近を注意すると、これまた奇妙な形の15センチ程の白い石がつづいて出てきた。その石は夜になると、暗闇の中で、不思議に光った。作業をしていた人たちはもちろん、都の施工・設計にあたった多くの百済人も集まって大騒ぎとなった。銅鐸は測ってみると高さ五尺五寸もあった。(『銅鐸』11頁)

以上である。あとは、何も書かれていない。

『続日本紀』（和銅6年7月6日條）に次のような記事がある

大倭国宇太郡波坂郷の人、大初位上の村君東人は、長岡野の地で銅鐸を得て献上した。高さ三尺・口径一尺で、その造りは普通と異なっており、音色は律呂(樂のきまり)にかなっている。そこで担当の官司(雅楽寮)に勅して收藏させた。

(講談社学術文庫『続日本紀』上、143頁)



和銅6年は西暦713年であるから『古事記』、『日本書紀』の編纂者は当然銅鐸を知っている。大倭国宇太郡とはどこか。現在の奈良県長谷寺の南あたりのようだ。長岡野についてはその近くであろうがはっきりした場所にはわからない。だが、いずれにしても平城京から遠く離れた場所ではない。まして、神武

以降の近畿天皇家の拠点であった飛鳥とは目と

鼻のところである。

ところでこの記事は献上された銅鐸が普通と異なっていると言っている。では普通の銅鐸とはどんな物なのか？。

私はこれが写真のような小型の鐸を言っているのではないかと思う。これに対して1メートル程の銅鐸は奇異であったに違いない。まして音色がきれいであった。



諏訪神社の「さなぎの鐸」といわれている鉄鐸を藤森氏たちが鳴らしてみたところ、

ガシャンガシャンという、鉄管のふれあうような雑音であった。  
(『銅鐸』182頁)

近畿王朝の役人たちにとって、掘り出された銅鐸は不思議な青銅器であったのであろう。

このことは巨大な銅鐸を作った人々が彼ら近畿王朝の先祖ではないことを証明している。巨大銅鐸が盛んに作られた二世紀後半から三世紀、卑弥呼の時代ここ近畿大和地方を支配していたのが近畿天皇家の一族では無かったことを何よりも証明しているのでは無いだろうか。

前号に引き続いて、林伸禧氏の「古代逸年号資料」を掲載します。

- 1 はじめに
- 2 古代逸年号の採集
- 3 古代逸年号採集の参考書物
- 4 古代逸年号資料
  - (1) 『群書類従』編
  - (2) 『全国神社名鑑』編

## 古代逸年号資料(3)

瀬戸市 林 伸禧

### 4 古代逸年号資料

(3) 『全国寺院名鑑』編

逸年号採集状況は、別表4-1(編纂順)・別表4-2(逸年号順)のとおりである。

逸年号は、『全国神社名鑑』と同様「大化・白雉・白鳳・朱鳥」であり、年干支はすべて登載されていない。そして、縁起等に逸年号が登載されている場合は、逸年号を削除して記載されている場合がある。

事例として、光明寺(兵庫県加古川市)は、**白雉年間法道仙人の開創**

と記載されているが、『加東郡誌』(大正12年10月発行)では次のように掲載されている。

・光明寺由緒書では

當山は法道仙人の開創せし所なり。人皇三十三代推古天皇の御宇告貴二甲寅年三月十八日法道仙人當山に至るの時、老翁に遇ふ。

(『加東郡誌』713頁)

・寺記では

當山 推古天皇甲寅年法道仙人啓迪也仙人者天竺人也  
(『加東郡誌』716頁)

白雉年間の草創としたのは、周辺地域の寺の開基が白雉年代に法道仙人開基されているためか？。

なお、インターネットのホームページでは

推古天皇2年(594)インドの行者法道仙人が当山に入ると、千手観音菩薩を捧げ持った一老翁に会い、『この地大悲縁応の勝区、須らく之を開いて永世を利せよ』と、告げられたことより開創されました。

と掲載している。推古天皇2年は「告貴二年甲寅」である。逸年号を削除して由緒書により寺の開基を述べている。

前(2)でも述べたが、逸年号は私年号(偽年号)として恣意的に削除されている場合(逸年号、又は逸年号登載文の削除。)が多々ある。少なくとも、江戸時代の地誌、県・市町村史誌(最近では、掲載されている内容をそのまま登載されている場合が多くなった。)、郡史誌等で念のため確認する必要がある。

『市民の古代』第11集の「九州年号」目録には、次のような誤りがある。

- ・228頁、八所寺由来（福岡県宗像郡宗像町）  
－「天武天皇白鳳二年神託により奉遷」

正しくは、『全国神社名鑑』の529頁、「八所神社（福岡県宗像郡宗像町）－天武天皇白鳳二年神託により奉遷」である。

なお、『全国寺院名鑑』には「八所寺」は掲載されていない。また、『全国寺院大鑑』（平成3年10月発行、法蔵館）で確認したところ、「八所寺」は存在しないことが判明した。

- ・230頁、千光寺由来（奈良県生駒郡平群村）  
「白鳳十一年天武天皇が伽藍を下賜」

「白鳳十一年」は「白鳳十二年」（『全国寺院名鑑』307頁参照）が正しい。

## ひろば

### 古田先生と岐阜県河川環境研究所を訪ねて

阿久比町 竹内 強

平成21年8月12日（水）、古田武彦先生が岐阜県各務原市にある岐阜県河川環境研究所を訪問されました。これに同行することができたので、そのときの様子を報告します。

今回の訪問の目的は、仁徳陵、応神陵などの天皇陵の堀などが荒れ放題になっていて、数年前には釣りをしようとした人が足を滑らせ亡くなるという事態まで起きたとのこと。この天皇陵の堀に鮎が生息できるような所にしたいというのです。更にこれを民間レベルで実現したいというのです。最終的には天皇陵の調査もしたいというのです。

当日、岐阜羽島駅に午後1時10分に待ち合わせ、私の車で河川環境研究所に向かいました。同行したのは、私のほか「古田史学の会」の天下さんと不二井さんの三人でした。

研究所では、鮎が生息するためには水がきれいだけではなく流れが無いと難しいこと、水温

が30度以上になると難しいなど教えられた。しかし、霞ヶ浦にも鮎が生息したとの調査結果があることも知らされました。

今回の目的に直接関係ないことですが、幻の魚「五月鱒」も拝見することができました。全長40～50センチ程にもなるこの魚は水槽の中を堂々と泳いでいました。「五月鱒」といってもイワナ科の魚だとのこと。ところでこの「五月鱒」は飛騨川、長良川など伊勢湾に流れ込む河に生息するとのこと。同じような魚でも日本海に流れる宮川には「さくら鱒」が生息するそうです。この魚は山女魚科に属するそうです。飛騨の「クロブチ」伝説はこの「さくら鱒」のことのようです。「筑紫からやってきた筑紫神を日本海から神通川を越え宮川伝いに位山まで道案内をした」というのです。

岐阜県下の河川に放流する鮎の稚魚は、今雌ばかりとのこと。これは親の代に遺伝子操作を行い雌しか生まないようにするとのこと。直接、漁をする鮎に遺伝子操作するのではないのいいとのことでした。

それにしても暑い一日でしたが、古田先生は相変わらずお元気で、訪問後立ち寄った喫茶店で1時間以上最近の新しい研究について熱弁をふるわれました。興味深い内容でしたがまたの機会に報告します。

## 8月例会報告

- 『日本書紀』と『皇代記』類の年表対比について

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」107号に『群書類従』から古代逸年号を抽出した「古代逸年号資料表（『群書類従』編）」を発表した。

その中で、『皇代記』・『皇代略記』・『皇年代略記』での古代逸年号の年干支不整合があり、『日本書紀』記事と同一記事の年数・年干支が異なっているのが見受けられたので、対比表を作成して異なる点を説明した。

また、『皇代記』と同様の年代記『皇年代私記』

『史籍集覧』第19冊)を付け加えて対比した。

告の中で古賀氏が主張された内容に関する記述に誤りがあると指摘した。

## ○ 大宰府の条坊と藤原京

阿久比町 竹内 強

7月の関西例会にて伊藤義彰氏が「太宰府の条坊」について報告された。この中で特に注目されるのは、発掘調査によってこれまで考えられていた1辺が109メートルでは遺構が見当たらない。発掘調査により「1辺90メートル条坊推定プラン」が推定された。しかし、これによると政庁Ⅱ期主要施設(観世音寺も含む)の中心線との間にズレが生じるとのこと。更に、注目すべきは古賀達也氏が「洛中洛外日記」において述べられているように、条坊右郭中央にある通古賀地区から古い遺物が集中的に出土していることからこの地区が条坊創建時の中心領域ではないかというのである。

この考えからすると、太宰府は王宮を北辰とする北朝形式でなく、藤原京と同じ中央に王宮を持つ形式であり今後の研究が注目される。

## ○ 「始めて」について

名古屋市 石田敬一

平成21年6月28日(日)に名古屋市市政資料館で行われた古田史学の会事務局長の古賀達也氏が行った講演「九州年号に関する最新の情報について」の内容は、フィロロギーの方法で考えた素晴らしい仮説であったが、この古賀氏の講演における「始めて」について、その意味に関する問題提議を行った。

『日本書紀』の「始めて」について、「歴史上初めて行った」ファーストタイムという意味と、「この時点から行為を開始した」スタートという意味の2種類あるが、古賀氏は推古天皇十二年四月条と孝徳天皇の白雉元年十月条の「始めて」の記述はともにファーストタイムの意味であるとの見解であるのに対し、それぞれ「造りまつり竟りぬ」、「成りぬ」のエンドの記述があり「始めて」と対になっていることから、「この時点から行為を開始した」スタートの意味と解釈するのが適切ではないかと論じた。

ただ、これにより直ちに古賀氏の仮説が揺らぐと言うことでもないと言及した。

また、これに関連した前回の竹口氏の例会報

## 9月例会に参加を

日時：9月13日(日)午後1時30分～5時  
場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

### 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

### 駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

### 今後の予定

10月例会：10月11日(日)名古屋市市政資料館

11月例会：11月8日(日)名古屋市市政資料館  
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「18部」ご用意願います。

## 例会出席者へお願い

9月例会から、例会に出席される方は、「東海の古代」最新号を持参されるようお願いいたします。